

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	松阪市青少年問題協議会
2. 開 催 日 時	平成28年2月17日(水) 午後2時00分～午後3時30分
3. 開 催 場 所	松阪市教育委員会事務局 2階 教育委員会室
4. 出席者氏名	別紙のとおり
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 名
7. 担 当	松阪市教育委員会いきがい学習課 TFL 0598-53-4401 FAX 0598-26-8816 e-mail ikig.div@city.matsusaka.mie.jp

### 協議事項

1. 青少年を取り巻く児童虐待の現状について
2. 意見交換

### 議事録

別紙

## 平成27年度 松阪市青少年問題協議会議事録

日 時：平成28年2月17日（水）午後2時00分～午後3時30分

場 所：教育委員会事務局 2階 教育委員会室

出席者：東会長、梶家(代理)委員、床呂委員、高柳委員、堤委員、後藤委員  
中村委員、松田委員、細見委員、水野委員、西村委員、菌部委員

事務局：いきがい学習課長、青少年育成係主幹兼係長、学校支援課指導主幹兼生徒指導係長、家庭児童支援室主査、子ども支援研究センター指導主幹兼情報教育担当、中勢児童相談所長、青少年育成係主任

(議事)

事務局：只今から平成27年度松阪市青少年問題協議会を開催させていただきます。

皆様には、年度末を控えた大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして本協議会の会長であります東教育長から、ごあいさつを申し上げます。

会 長：会長挨拶

事務局：ありがとうございました。それでは、事項に入る前に各委員さん、及び事務局関係者の自己紹介をお願いします。

(各委員および事務局関係者の自己紹介)

事務局：ありがとうございました。

それでは議題に入りたいと思います。ここからの進行につきましては、松阪市青少年問題協議会条例第7条の規定により、会長が議長を務める事となっておりますので、東会長をお願いします。

会 長：それでは、お手持ちの協議会事項書に基づいて進めてまいりたいと思います。

議題3の(1)「青少年を取り巻く児童虐待の現状について」でございますが、中勢児童相談所の村上洋子所長様よろしくをお願いします。

中勢児童相談所村上所長：別紙「青少年を取り巻く児童虐待の現状について」の資料に基づき説明。

会 長：村上所長様ありがとうございました。30分ほど今の現状を聞かせて頂きましたのでそれぞれの立場から今回の児童虐待に関わる所でご意見・ご質問等を頂きたいと思います。よろしくをお願いします。

委 員：今、児童相談所の所長からお話を頂きましたが三重県内のいろんな数字も出していただきましたが松阪市はどんな状況かという事を福祉部からと、私の思っている事をお話させていただきます。松阪市の児童虐待の件数は26年度86件という相談の件数です。その中で今、所長さんからもお話がありましたように一番多いのが身体的な虐待が40件で心理的虐待が次で34件となります。次がネ

グレクトで9件、そして性的虐待はなかなか表にでにくい事もあって3件です。身体、心理を入れると86%となり、県の数字に比例してくるかと思えます。

やはり虐待と関係が深いのは貧困ではないかと思えます。私たち福祉部が業務している中で子どもの貧困がいろいろ言われていますが、やはり児童虐待と貧困は強い関連性があるのではないかと思っています。その中でいろんな統計を見てもみますと一人親家庭がいろいろなリスクがあるようだとされています。後は、生活保護の家庭や、養護施設に通っているお子様や、義務教育を受けていられないお子様、不登校のお子様、外国人のお子様等は、一般的な家庭の方よりハイパーリスクというか、高いリスクの所にある子どもさんであると思えます。

福祉部として把握している一人親家庭での母子手当・父子手当（児童扶養手当）の件数ですが、26年度でいくと1,754人です。5年前の平成22年では1,713人で約40人増となっております。つまり減っていない状況になっております。一人親家庭だと認定している数ですが、認定されていない隠れている家庭もたくさんみえるのではないかと思っています。そのような中で、一人親家庭は増えていきますし、またその中で特に母子家庭の女性の正規雇用かどうか、という所が関係してくると思えます。正規雇用率で考えると4割少しであると聞いていますし、後の6割の方が非正規、パートで働いて、その上掛け持ちもしているというような状況であると聞いています。

今も所長さんから話がありましたが、親が虐待を受けて育つと、ある程度それが子どもに返ってしまうというケースも多々あるようです。特に児童養護施設に入っている子どもの30%から40%の子どもは親が虐待を受けていたと聞いております。やはりそのような所に関連が深いのではないかと思う。

今も所長さんから話がありましたが、児童相談所の介入と支援について、現在国の方でワーキンググループの協議がされており、児童虐待に関してそこで国は、4年後にこの介入と支援を分けようという事になっており、支援を市町村でして下さいという話があがってきています。それには良い部分も悪い部分もありますが、1つだけ良い部分を言いますと、そういった家庭の子どもを保護しに行った時に「何をしにきたのか」という状況の中で、支援をしていくことは大変辛い部分であると思えますが、それが身近な市町で担当が変わると、保護者の気持ちが少し和らぐという所もある。ただ市町村で全部を実施しようと思うと問題は、専門性をもった職員がいない。冒頭であった専門の児童福祉士などを含めて、心のケアをする専門の方が必要となります。また、市町の場合配置変え等により担当が異動でどんどん変わっていくというリスクもあるので、私は如何なものかと心配に思っております。

会 長：貧困の事、一人親家庭などいろんな例を出していただきましたが、それぞれの要因が複合的に絡みあってこのような状況になっていくのかという話であったと思えます。そういった虐待の子ども達を発見しやすい環境にあるのは、幼稚園・学校になると思えます。昨年度は件数としては少なかったように思いますが、一

昨年は比較的件数が多くあったように思いますので、尾崎先生から学校での現状についてお願いします。

事務局尾崎：基本的に会長が言われたように一番発見しやすい部分では幼稚園、学校がその役割を担っておりまして、校長会・園長会の方でも通告義務という事で周知、徹底を図っております。その中で相談窓口になっているのが、家庭児童支援室や教育委員会学校支援課となっております、そこから安全確保も含めて児童相談所に協力いただいて対応しているのが現状です。

件数ですが、虐待という事では幼稚園の関係が一番多いように思います。特に身体的な事としては、顔よりも上に傷がある状況ですと、基本的に一時保護の措置を児童相談所の方にとっていただいております。ある程度中学生などで成長をしているなかで父親からの暴力的な部分であれば、警察の方とも協力して子どもに「自分自身で110番通報しなさい」とアドバイスをいただくなど、またその度に家庭に対してもご指示いただいたりといった現状でもありますので、学校だけで対応できる問題でもありませんので家庭との関係、関係機関との連携を図りながら対応しているのが現状です。

委員：感想になってしまいますが、このような問題は難しいと思います。親としましては通報することについて、虐待等に親同士は気付く面があると思うが、非公開と今言われていましたが通報する事自体が自分自身としては負い目に感じます。児童相談所に通報というのが、知り合いの親を通報するという事となるとどうしても引け目を感じると思う。顔の見えない人に言うのも負い目を感じて通報しにくいのでは。自分も外で親が子どもに対して暴力を振るったりしている時に出くわした時、何とかできないかと思うができない。こういった場合通報するのか、このような場合の対処法をどうすればいいのかと思う。

中勢児童相談所長：保護者同士の通報の感想はもっともだと思います。通告する義務があるのは皆さん全員ですが、通告をする先は児童相談所一つだけではなくて、一番相談しやすい所としては、学校でもいいし、市の担当者でも結構です。また先生方の判断で市を通じて通告を上げてもらっても結構ですのご安心ください。また、外での対応ですが、そのような事を受ける事はよくありますが、情報として頂きたいのは、何歳ぐらいで、どんな形での暴言、暴力であるか、可能であったら車のナンバー等、私たちも家庭訪問まで行きつくのに必要な情報がないと行きようがない。よく見かける方だとか、この辺に住んでいる方だとか、何歳ぐらいなど情報があると、家庭訪問の手がかりを探すきっかけになるわけです。

委員：学校としてはアンケートなどしているのですか。

事務局尾崎：虐待関する事では保護者に対してはなかなか困難ですが、個人に対しては当然、教育相談や見守りの中で、例えば給食をがつつくや服がいつも一緒などのあたりで日頃の観察、見落としがちなアンケート調査などを、虐待に特化してはアンケートを実施していないが、「生活アンケート」の中で友達関係や家庭関係あたりでアンテナを上げていく事を努力しているのが現状です。できる限り早期に発見するという事を心がけています。

委員：生徒さん自身にアンケートを実施するといった事はないですか。

事務局尾崎：虐待に特化しての実施はしていません。

会長：学校での立場の発言となりますが、学校の中では子どもが自分で虐待の家庭におかれている事を十分認識して先生に接する場合があります。そのような場合は比較的子どもから訴えがあり、そのような場合は子どもに対して「最近はどうなの大丈夫なの？」とか声かけは出来るが、そのような家庭ばかりではないので、そのような家庭の場合は児童相談所や市と関わりながら、保護者にも意識をして今大丈夫なのかとかの虐待状況を聞かせてもらっています。

警察の機関などには直接市民の方や子ども達からの相談などや、直接警察にSOSを求める場合もあると思いますので、今までの傾向なり現状についてお話をお聞かせ下さい。

委員：警察も110番対応、喧嘩・トラブルなどいろんな活動をしていますので、その中で児童虐待の疑いがある場合は、子どもの安全確保を確実に行って、児童相談所に通告をさせて頂いています。県下的にも過去にもその様な事案がたくさんありまして、最近は特に慎重にあざがないか直接確認して安全の徹底を図っておりますが、児童虐待とわかった時点で確実に児童相談所に引き継いで、対応をお願いして状況を確認していくことをしています。児童虐待等に関しての対応は関係機関と連携をとり、そのような事案を認知した場合、松阪市や児童相談所に連絡しています。

委員：ご家庭に直接行かれる事はないのですか。

委員：行きます。直接行って確認して、家庭での虐待事案という事になれば通告します。

委員：そういった場合、名前で通報しても名前は口外することはないのですか、相手にも知られないですか。

委員：相手には言うことはありません。

委員：今、お話聞かせて頂いて他人ごとではなく、松阪市でも結構あるのだと実感したのですが、私は子ども3人育てていますが、0歳児が一番亡くなるとか、虐待児の年齢内訳を見ると0歳児が一番多いと聞くと、私も一人目育てた時は真っ暗なトンネルの中に子どもと二人で置いてきぼりにされた感じでした。赤ちゃんを寝かせては泣いて、何度も泣いて、という感じで、この子をどうしようと悩んだことがありました。だから虐待する人の気持ちが多少は、お母さんなら一回ぐらいは気持ちが分かると思います。私の場合は、おばあちゃんが一緒にいてくれたので私が子どもと一緒に泣いていた時に、親が畑から飛んできてくれました。そういった、周りに助けてくれる人が居てくれたので乗り越えられたと感じます。今、イクメンなど話題になっていますが、家族が、男の人が他人ごとみたいに子育てを離れた所から見ているのは違うと思う。直接関係はありませんが、出来れば男の人が子育てに参加する機会を、行政では無理かもしれませんがなるべく周りが助けてくれるような環境作りや、例えばシルバーさんなど経験者の方、今なら私でも子育てが一段落したので手を差し伸べる事ができると思う。だから、そ

のような人の協力を得られる環境を整えれば、情緒不安定な面からくる虐待を避けるには良いと思う。男の人にもぜひ子育てに参加して欲しいと考えます。

委員：私は、児童委員の立場からですが、確かに貧困＝暴力という事はあると思います。ある松阪の新聞で見たのですが、あるお母さんが「子どもはすごくかわいい、でも私虐待してしまいそう」という記事がありました。先ほども言われていたように「でも私は、サークルも参加して身近にお姉さんもお母さんもいて、友達にも相談が出来たので、救われて暴力にはいかない、虐待にはいかない」と新聞に書いてあって、なるほどと思いました。子育て中に県外からみえたお母さんが、周りは知らない人ばかりで主人は仕事に行っていない。そんな状況の中でこのサークルに来て救われた。でもお母さんから「子ども一緒に元気にやっているの？」と電話もらっても、その時に心配をかけたらいけないと思って本当の事が言えず泣いて見えたのを覚えています。

また、私が児童委員をさせてもらっていた最初の時に、虐待の実務者会議に参加させてもらっていて、その中で幼稚園にお姉ちゃんがいるお母さんですごく困っているとの事でした。それは子育てに困っているのではなく、子どもが泣いたりすると近所のおじいさんから「うるさい」と苦情言われ、夏でも戸を開けられず困っていると言う相談がありました。今度は反対にそのおじいさんから「あそこの家は子どもが変な泣き方をしている」と言う相談があり、その時は児童相談所に相談ではなく、まだ赤ちゃんの家庭だったので保健士さんに行ってもらいました。こういった場合、やはりいきなり児童相談所さんに来てもらったら母親が何事かとビックリすると思う。私の家でも孫が泣いたりすると、周りから虐待してないかと思われてないかというような話もしています。

今、お母さんは誰に相談することも出来ず、このまえ、保健士さんと話をしていたら、今のおばあちゃんできえ、子どもが泣き過ぎたら「こんなになぜ泣くのか」と不安になる時代になってきたと聞きました。

前から知っている子どもがいるのですが、児童相談所さんに一時預りをされていて、話し合った結果、お父さんもお母さんもその子を育てられないという事になり、児童相談所さんがしばらく預かってみえて、幼稚園ぐらいになった時に戻ってきて、今、小学校に行っている子がいるのですが、私もその子が気になって、学校の先生に聞いたりしています。そのような事で手伝っているのかなと感じています。今は、私たちに組織的な事は出来ていないと思いますが、そのようなお手伝いが出来たらと思います。

委員：最近、文章を書くことがあり、民生委員や児童委員のその文面を見ていますと、以前は各家族の課題をあげる表現が多かったんですが、最近は家族の多様化という事と人とのつながりの希薄さ、それと社会基盤の崩壊という表現が非常にふえております。それで考えてみますと、確かに虐待の現状を発見する事は非常に大切であるのですが、それ以前に抑止する事はないかと考えましたら地域でのつながりという事、「隣は関係ない」という状況は都会に限らず田舎社会でも、もう一緒なのかなと思います。隣の事に無関心、地域のつながりも田舎にあって

も都会と同じという状況にあると考えると情けないと思います。民生委員の活動をさせてもらっていますが、実際のところ、民生委員が扉を開けて「こんにちは」と自由に話を出来るかというところが難しいです。ただ私は今、組長をしまして組長だと集金などでお話ができます。地域社会の中の一員と民生委員を混在しながらも、接点をより深めていくと言う事が大事ではないか考えます。そのあたりから再構築していかないと現象が起こってからではもう遅い。その抑止という事で人と人の繋がりしかないと考えますと民生委員の役割というのは大きいです。それ以上に地域の一人が住民であると言う事をもっと我々は意識しないといけないと感じました。

委員：直接的に虐待という話につながる事ではないと思いますが、私がかつて保護司として関わりました当時17歳の少女ですが、いろいろ面接して話をしていくうちに小学校の4年生、5年生の頃の話になりまして、その頃の生活の話を聞いた所、平気で夜も寒い日も暑い日も外に寝に行っていたと言っていました。「寒い日に外にいるよりも家にいた方がいいんじゃない」と言ったら、「寒くても外にいた方が良かった」と言っていました。ご飯や着替えに帰ってきて、お父さんやお母さんと顔を合わせた時に、夜中も居なくてあなたが帰って来た時、どんな事を言うのか聞くと、「別に何にも言わない」と言っていた。ご飯はどうしたのか聞くと「冷蔵庫の中から一人で作って食べる」おそらくネグレクトに近い状態ではなかったかと思う。そして小学校高学年だった子が成長して会ったとき、会った姿は不純異性行為とドラックと万引き、異性行為による感染で病気と書かれておりました。子どもの頃に「あなたは大事だよ、いつも見ているよ」という目を感じられずに育った子が、成人した姿というのはとても怖いとその子を見て感じさせられました。

委員：先ほどから話を聞かせていただいています、先ほど言われておりましたが、公共の場での虐待ですが、親が非常に子どもに対して汚い言葉で話をしているのを多少は見たりするがそれが虐待に繋がっていったりするのであると思うが、なかなかそこで通告するまでもいかず、口の聞き方が悪いなと思い、過ぎてしまうだけですが、そのような所から多分小さな事から虐待に繋がっていくと思うので予防線をしっかり張っていく地点をもうちょっと明確になってくればもっと予防ができるようになってくるのではないかと思います。

委員：高等学校の立場からすると、児童虐待という年代から少しかけ離れているが、県立高校6校ありますが、いろんな学校の校長先生との情報交換の中で生徒が多様な実態をもっていると痛切に感じます。

最近思うのは保護者がある部分ですごく子どもに対して無関心であると同時に、ある部分ではすごく過保護である。無関心とは何かと言うと、日常的には何をしているか知らない。一方で何か問題がおこって自分の子どもが何か悪い事を指摘されると、何でうちの子が悪いのかという形で途端に豹変して子どもをかばう。そういった事例がいろんな学校の生徒指導の場面でそのような事があると聞きます。子どもが小さい時から親の教育力を何とか出来ないかと感じます。そういっ

た意味で観点から考えると高等学校の場合、もう5年後ぐらいで自分が親になる生徒にどんな教育をするのか、一つ今日お話を伺ってこれからの大きな課題であると感じました。

委員：小中学校につきましては、先ほど先生からお話をして頂きましたが、早期発見に果たす役割はとても大きいと思います。アンケートなどいろんなお話を頂きましたが、いかに情報をつかむか、これは虐待だけに限らず、地域の問題など様々な課題があります。いかに一人一人の子どもを保護者と丁寧に関わるか、特に虐待等についてはなかなか子どもが口を開きにくいという事があると思うので、子どもとの信頼関係を作っていく事が非常に大切であると思います。

また、教職員が虐待についてしっかり意識をもって研修等をしながら意識をもってすればアンテナが高く立てられる部分があると思うので、研修等をしながら学校内では養護教諭や生徒指導など教師が連携をとりながら、また地域では児童委員や民生委員さんなどとの関係、関係機関などとの連携と取りながら人と人の繋がりの中で、子どもをこのような事から守っていかないといけないと改めて思いました。

委員：私たち松阪子どもNPOセンターはチャイルドラインや子どもホットダイヤルを事業としてやっております。チャイルドラインは全国でやっているが、子どもホットダイヤルは三重県でやっています。ここで子どもが虐待されているとか特定して名前を言ってくれば関係機関と協力してその子を助けにいける。三重県はヘルプラインという事もやっていて三重県は虐待から守るためにいろんな努力をして子ども達が声をあげられるようにも取り組みしています。ホットダイヤルの「カード」が配られている時は件数が多いのですが「カード」が配布のない期間は件数が少ないのが今の現状です。無料でかけてこられるダイヤルになっているので、いろんな所で子ども達が声をあげられるようになればいいなと思いました。また、ファミリーサポート事業も市から委託されてやっておりますが、先ほどおっしゃっていた様に貧困や一人親世帯にはそのようなサポートが必要だと思うのですが、やはりお金がかかる事なので、お金の金額を聞いて断られる事も結構多いです。このようなサポートをもう少し出来たり、先輩のお母さんから聞いてもらう事が、子ども達のチャイルドラインもそうですが、何かを解決するわけではないですが、話を聞いてもらうだけでも、ほっとする事もあると思うので、そのようなサポートが松阪市でも出来ればと思います。

会長：それぞれの立場から組織の中での経験、子育ての中での経験など貴重なご意見ありがとうございました。今、皆様のご意見を聞いておりました最後に所長さんの方から、ご助言、ご意見や感想がございましたらよろしくお願ひします。

中勢児童相談所所長：それぞれの立場のご感想をいただきましてありがとうございました。私も常日頃、介入は介入でも、支援の部分で見守りという形で在宅に戻っていく子ども達がいつどんな状態でまたリスクな状態になるのか、ならないのか確認のネットワークに正直行政だけの限界は常々感じています。例えば一時保護して家庭に復帰していただく時に、今年からニーズアセスメントという事で保



護者のお困り事、お約束事、それからリミット制限など3日間連絡がとれなかったらなどいくつかの条件があったら再度保護するという事をお約束して帰っていただくのですが、その中のメンバーに当然保護者の方の了解をいただける事が大前提であります。そのご家庭に近い委員さんのどなたかに、例えば主任児童委員さんに声をかけてもらって話を聞いてもらってもいいかなど、行っていただけのご家庭があれば、紹介できるのになとは思。ただ、そこまで当事者が人を頼れるようになるには私たちが会う段階では非常に厳しい現実もあって、そういった状況になるまでのご家庭で、そのような応援にぜひお願いと答えていただけると、何層かにわたって大切なサポーターの一人として主任児童委員が位置付いていると思うと、自分たちが平成12年、13年の当時は主任児童委員さんが活発に連絡を下さり、会議もまとめてどれだけ頼りになるかわかっている前提の中で、どのように保護者の方に応援団の一人として理解してもらうかなど、逆に願うところです。より良くお手伝い頂けたなら問題のある家庭や子どもの安心度が上がると思うのでこれからもご協力よろしくお願ひします。

会長：どうもありがとうございました。所長さんに最後まとめていただきましたように、まずは私たちの身の回りの子育ての環境なり地域の繋がりなどそういった所をしっかりと固めていかないといけないと私も改めて感じさせていただきました。

また、児童相談所へ通告が行くという段階は、かなり深刻で厳しい段階であるなどと言う事も改めて感じました。皆様方には今後とも児童虐待防止にあたりまして様々な取り組みを、ネットワークを大事にしながら進めてまいりたいと思ひますのでよろしくお願ひします。今日は、ありがとうございました。

事務局：皆様、貴重なご意見をありがとうございました。今回、聞かせて頂いて感心するばかりでございまして、今、行政と間と民の共同と言われてはいますが、すべての部分で繋がっていく必要があると思ひました。松阪市の方で早期発見・対応ブックという水色の冊子を発行していますので家庭児童支援室の方から少しご説明をお願ひします。

家庭児童支援室：水色の冊子ですが見てもらうとわかると思ひますがどのような物が虐待になるか今日のお話でもありましたが虐待とはこんなものであるとか、チェックリストもついています。このような場合は虐待を疑って注意深く様子を見て下さいなど、かなりわかりやすく書いてありますので、これをまた皆様自身がお読みいただき知っていただく事ももちろんですが、お知り合いの方と教材として使って話などをしながら虐待防止の和を広げていただければと思ひます。それと共に、家庭支援児童室の方に気になる子どもや家庭がございましたら教えていただき防止の和をつないでいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

事務局：それでは、これを持ちまして、平成27年度松阪市青少年問題協議会を閉会させていただきます。皆様、ありがとうございました。